

企業のサプライチェーンに強制労働や児童労働などが介在していた結果、企業が社会的に糾弾されて製品の不買運動に発展したり、米国においては製品の輸入禁止措置を受けるといった問題が発生しています。企業に「責任あるサプライチェーン構築」を求める動きは年々高まっており、日本の荷主企業にとっても対応を要する重要なリスクとなっています。今回はこの問題についてサプライチェーン・リスクマネジメントの観点からそのリスクと事例についてご紹介します。

1. サプライチェーンに内在する人権侵害という“リスク”

国連の専門機関である国際労働機関(ILO)によると、全世界でおよそ2,100万人が強制労働の状態に置かれており、このうち約90%は民間の経済活動下で発生しているとされています。近年、企業のサプライチェーンは、国境を越えかつ多層化していますが、世界にまん延する強制労働の実態を受け、国連をはじめとした国際機関や国際NGO、欧米先進国を中心に、企業に対して、自社単独で社会的責任(Corporate Social Responsibility)を全うするだけでなく、サプライチェーン全体でこの問題に取り組むべきとの要求が高まっています。

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」の発表(2011年5月)や「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択(2015年9月)の動きと並行して、日本企業にも影響が及ぶ英米における新法制定がこうした動きを代表しています。また、東京オリンピック・パラリンピック調達コードへの規定導入も進められています。

この問題への対応を誤ると、企業のブランドイメージの低下、製品(商品)不買運動に発展したり、投資家から「非財務情報」の評価引き下げが行われたり、M&Aなどの重要な経営戦略への障害も発生しています。米国では、関連する法律の改正を受け、強制労働等によって製造された製品が輸入禁止措置を受ける事態も発生しています。

このように、グローバルにビジネスを展開するいずれの企業も、国際的なサプライチェーンに関連する重大なリスクに無縁ではられません。

2. ラナ・プラザ倒壊事故(バングラデシュ)

2013年4月にバングラデシュにて発生し、同国史上最大の産業災害と呼ばれたラナ・プラザ倒壊事故をご記憶の方も多いと思います。この事故は、首都ダッカ郊外の複数の縫製工場が入った8階建ての商業ビル「ラナ・プラザ」が倒壊し、従業員など1,135名の命が奪われたものです。

この事故に関しては、建物が低湿地に建てられ、設計・建築上も問題があったこと、過度に重量のある設備が各フロアに置かれていたこと、前日に建物に大きな亀裂が生じたため従業員が危険を感じていたにも関わ

らず強制的に工場内に入らせ働かせていたところ倒壊した、等の情報もありました。



倒壊した商業ビル「ラナ・プラザ」の瓦礫撤去作業 (写真:AP/アフロ)



今年7月に至りバングラデシュの検察は、ビルの所有者を含む38名を殺人の罪で起訴しました。

バングラデシュは世界第2位のアパレル製品製造国として知られており、約400万人の労働者が同産業に従事しています。また、同国の月あたりの最低保障賃金は68米ドルと、世界第1位のアパレル製品製造国である中国の280米ドルと比較しても4分の1以下の水準となっており、生産コストの低さが際立つ数値となっています。

この事件は途上国の劣悪な環境で労働を強いられる労働者が製造する商品がグローバルサプライチェーンに組み込まれている実態への世界的な関心を高め、労働環境改善の取り組みが加速するきっかけの1つとなりました。

3. タイの水産業に関連する強制労働

2014年にはタイでエビを生産する業者が、主に国外からの移住労働者を洋上で操業する船で強制的に働かせていたことが報じられました。水揚げした漁獲物を加工した餌がタイ国内のエビ養殖場で使用されていたことも併せて報道されたため、報道後には欧米各国がこの大手水産加工会社との取引を停止するなど大きな影響がありました。その後、2015年には米国で当該製品を販売していた小売業者に対して販売停止を求める集団訴訟にも発展しています。

また、2016年には、パスポートを取り上げられ漁船で過酷な環境下で強制労働を強いられたとするカンボジア人が米国で訴訟を提起するといった事態も発生しています。

こうした人権問題は企業にとって行政上の処分のみでなく民事上のリスクも招くことを物語っています。

4. 米国や英国の対応

2016年2月24日にオバマ大統領の署名をもって新たに「2015年貿易円滑化及び権利行使に関する法律(Trade Facilitation and Trade Enforcement Act of 2015)」が施行されました。従来も同趣旨の法律はあったものの例外規定が設けられ実効性が損なわれていましたが、新たな法律の施行により強制労働や児童労働によって生産されたあらゆる製品・原材料の輸入を米国税関・国境警備局が厳しく取り締まり、摘発された企業に対しては摘発回数や摘発製品の内容を当局に報告する義務を課しました。

実際にこの法律が施行されて以降、強制労働によって生産された製品に該当するとの情報があったという理由で、延べ3回の輸入品に対する留置命令が発せられました。3回の留置命令の対象はいずれも中国の特定の製造者により製造された、化学品・化学繊維・鉱産物・食品添加物等でした。3回目の留置命令の対象となった食品添加物についてはその後の輸入者からの情報提供の結果、留置措置が解除されたことが報じられています。

上記の事例が示すように、製品や原材料を輸入する米国企業にとっては、人権を侵害している製造者や輸出者がサプライチェーンの何れかの段階で関わっている疑いが生じた場合、製品自体を留置されてしまうという新たなリスクが発生します。日本の企業にとっても、米国子会社に同様のリスクがある他、たとえばアジアのサプライヤーから調達した原材料をもとに日本で製造・加工し、米国に輸出するような場合にも、アジアのサプライヤーの製造現場で強制労働が行われていた場合、米国内の輸出先への供給ができなくなるといったリスクを負いかねません。

英国でも2015年3月に強制労働等の根絶に関わる法律として、一定の要件に該当する日本企業にも適用が及ぶ「現代奴隷法2015(Modern Slavery Act 2015)」が制定されており、こうした法制定の動きは今後各国に広まっていくと考えられます。

